

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行ったので、糸満市職員の懲戒処分の公表基準に基づき、公表します。

令和 7 年 12 月 8 日

糸満市長 當銘 真栄

糸満市消防長 島根 辰也

1 懲戒処分内容

(1) 公金公物取扱い関係（時間外の不適正受給）

1 被処分者	消防署 主査（司令補）
2 処分年月日	令和 7 年 12 月 1 日
3 懲戒処分内容	戒告
4 処分理由	令和 5 年度において、平日の時間外（2 時間）を休日（2 時間）に合算して休日割合で（4 時間）請求したこと、また休日の時間外（2 時間）について、実際は電気設備点検の立ち合いはなかったが、時間外を不適正に受給したことは、地方公務員法第 33 条の規定に反する信用失墜行為であり、市政に対する信頼を大きく失墜させた。（差額については返還済）
5 根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

2 懲戒処分未満の処分内容

・時間外の申請と勤退システムが不一致

1 被処分者	消防署 主査（司令補）
2 処分年月日	令和 7 年 12 月 1 日
3 処分内容	訓告
4 処分理由	令和 3 年度から 4 年度において、時間外勤務申請と出退勤システムの時間が相違している事案やシステムの打刻がないまま時間外勤務申請を行っている事案が確認されたが、申請時点において管理者側も相違している事実を確認しておらず、本人からも当時時間外勤務を行っていたとの証言があり、申請が不適正とは言えないことから、今後はシステムの打刻忘れがないよう厳重注意とした。

3 不処分の内容

- ・会計年度任用職員の不適切な在宅勤務及び勤退システム修正

1 被処分者	元会計年度任用職員（退職済）
2 処分内容	退職しているため不処分
3 処分理由	<p>令和 2 年度から 4 年度において、子どもの体調不良等での休みは特別休暇等にて対応すべきところを打刻忘却にて処理し出勤扱いとしていた。</p> <p>令和 5 年度、子どもの体調不良等で出勤出来ない日を、係長が出勤または在宅勤務としてシステムの打刻忘却（修正）を行い有給扱いとしており、在宅勤務を実施した客観的な資料もなく、勤務実態が確認できないままで給与支払いを受けていた。勤務実態が確認できない日は給与返還予定。</p> <p>また、在宅勤務の際に USB（個人情報なし）を持ち出し事務処理していたが、本来 USB を持ち出す際は所属長の許可が必要だが許可を取っていなかった。</p>

- ・会計年度任用職員の休みの埋め合わせでの残業

1 被処分者	元会計年度任用職員（退職済）
2 処分内容	退職しているため不処分
3 処分理由	<p>令和 5 年 1 月から 3 月において、体調不良や早退で休んだ時間の埋め合わせとして、早出出勤や残業をさせて、当時の係長がシステムの修正を行い出勤扱いとしていた。</p> <p>また、令和 2 年度から 4 年度においても体調不良等での早退や遅刻等を別の日に残業させ出勤扱いとしていたことが当時の係長から確認された。</p>

4 管理監督責任者の処分

1 被処分者	消防長（司令長）
2 処分年月日	令和 7 年 12 月 1 日
3 懲戒処分内容	戒告
4 処分理由	<ul style="list-style-type: none">・時間外の不適正受給に関する件・会計年度任用職員の不適切な在宅勤務の件

1 被処分者	消防署長（司令）（元参事兼総務課長）
2 処分年月日	令和7年12月1日
3 懲戒処分内容	戒告
4 処分理由	・時間外の不適正受給に関する件 ・会計年度任用職員の不適切な在宅勤務の件

1 被処分者	消防本部予防課長（司令）（元総務課長）
2 処分年月日	令和7年12月1日
3 懲戒処分内容	戒告
4 処分理由	・時間外の申請と勤退システムが不一致であった件 ・会計年度任用職員の不適切な勤退システム修正の件

1 被処分者	消防本部予防課主幹兼係長（司令補）（元総務課主幹兼係長）
2 処分年月日	令和7年12月1日
3 懲戒処分内容	戒告
4 処分理由	・時間外の不適正受給に関する件 ・会計年度任用職員の不適切な在宅勤務の件

1 被処分者	消防署主査（司令補）（元総務課係長）
2 処分年月日	令和7年12月1日
3 懲戒処分内容	戒告
4 処分理由	・会計年度任用職員の不適切な勤退システム修正の件

1 被処分者	消防署主幹兼係長（司令補）（元予防課主幹兼係長）
2 処分年月日	令和7年12月1日
3 懲戒処分内容	戒告
4 処分理由	・会計年度任用職員の休みの埋め合わせでの残業の件

1 被処分者	消防本部予防課副主査（士長）（元予防課長）
2 処分年月日	令和7年12月1日
3 懲戒処分内容	戒告
4 処分理由	・会計年度任用職員の休みの埋め合わせでの残業の件

市長コメント

この度、本市消防本部において、不祥事や不適正な事務処理を行っていたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様の信頼を損ねることになりましたことを、心からお詫び申し上げます。

今後は、消防職員のみならず全庁的に、服務規律・法令遵守の徹底及び再発防止と市民の皆さまの信頼回復に向け、職員一同、全力を挙げて取り組んでまいります。

消防長コメント

この度、本市消防職員及び管理監督責任者の懲戒処分を行いました。管理責任者として、このような事態を発生させたことを重く受け止め、市民の皆様の信頼を損ねることになりましたこと並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

皆様からの信頼を回復すべく、今回の処分を厳粛に受け止め、全職員に対し服務規律や公務員としての自覚について改めて指導を徹底し、再発防止と内部管理体制の強化に取り組んでまいります。